



2026年2月27日

各位

会社名 シナネンホールディングス株式会社
代表者 代表取締役社長 中込 太郎
(コード番号 8132 東証プライム)
問合せ先 執行役員 財務IR部長 寺田 達彦
(TEL 03-6478-7807)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年2月27日開催の取締役会において、2026年6月25日開催予定の第92期定時株主総会に定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 当社グループの認知度の向上、ブランド力強化のための施策の一環として、英文商号を「SINANEN HOLDINGS CO., LTD.」から「SHINANEN HOLDINGS CO., LTD.」に変更するため、現行定款第1条（商号）を変更するものであります。

(2) 経営の監督機能と業務執行機能の分離を明確にし、業務執行の機動性を高め意思決定の迅速化を推進することを目的として、当社は執行役員制度を導入いたします。これに伴い、役付取締役を廃止するとともに、執行役員制度に関する規定を新設するため、第23条（役付取締役及び代表取締役）を変更するものであります。

なお、執行役員制度導入に関する概要は以下のとおりです。

① 執行役員制度導入の目的

経営の監督機能と業務執行機能の分離を明確にし、業務執行の機動性を高め意思決定の迅速化を推進することを目的として、執行役員制度を導入いたします。

② 執行役員制度の概要

- ・執行役員の選任及び解任は取締役会の決議によるものとします。
- ・取締役は執行役員を兼務できるものとします。
- ・執行役員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度末までとし、再任を妨げないものとします。

③ 執行役員制度の導入時期

2026年4月1日

④ 執行役員人事

2026年2月10日に開示しました「代表取締役の役職の異動に関するお知らせ」及び「組織変更及び人事異動に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条(商号) 本社はシナネンホールディングス株式会社と称する。</p> <p>2. 英文では <u>SINANEN HOLDINGS CO., LTD.</u> と表示する。</p> <p style="text-align: center;">(条文省略)</p> <p>第23条(役付取締役及び代表取締役) <u>本社は取締役会の決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>2. <u>前項の役付取締役のほか取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から、若干名の役付取締役を定めることができる。</u></p> <p>3. <u>取締役社長、取締役副社長及び専務取締役は各自会社を代表する。</u></p> <p>4. <u>前項のほか取締役会の決議により1項及び2項の役付取締役のなかから会社を代表する取締役を定めることができる。</u></p>	<p>第1条(商号) 本社はシナネンホールディングス株式会社と称する。</p> <p>2. 英文では <u>SHINANEN HOLDINGS CO., LTD.</u> と表示する。</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>第23条(代表取締役及び執行役員) <u>取締役会は、本会社を代表する取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、執行役員を選任する。</u></p> <p>3. <u>取締役会は、執行役員の中から社長及びその他の役付執行役員を選定する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u><削除></u></p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会 2026年6月25日(予定)

定款変更の効力発生日 2026年6月25日(予定)

以上